

令和8年4月教育委員会定例会会議議事録要旨

- 1 招集年月日 令和8年4月16日（木）午前10時00分 開会
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室
- 3 出席者
教育長 佐川正人
一番委員 山口謙太郎
二番委員 遠藤一幸
三番委員 五十嵐裕子
四番委員 宮澤いち子
- 4 出席職員
教育部長 佐藤裕市
教育総務課長 山内裕美
学校教育課長 安藤裕明
生涯学習課長 中森広明
文化課長 田中勲
中央公民館長 廣瀬隆
教育総務課長補佐 津村裕一
学校教育課長補佐 大垣義智
学校教育課長補佐 尾崎武史
生涯学習課長補佐 齋藤光司
生涯学習課長補佐 平野純一
中央公民館長補佐 田中正文
- 5 閉会 午前10時27分

- 1 開会 午前10時00分、教育長から、4月定例会の開会が告げられた。
- 2 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、その通り決定された。
- 3 書記の指名 教育長から、教育総務課課長補佐が指名された。
- 4 会議録の承認 教育長から、令和8年3月の教育委員会定例会及び臨時会議事録要旨について、その承認の可否を諮ったところ、委員全員に異議なく、これを承認することに決定された。
- 5 報告事項
(1) 行事等の報告

教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和8年3月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

(2) 教育長の報告

報告第1号 後援の承認について

教育長が、報告第1号 後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長

後援の承認について、3月定例会以降、後援2件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。

- ・後援1番 「第50回福島県下都市職員交歓卓球大会兼令和8年度全国市役所卓球大会福島県予選会」
- ・後援2番 「第46回全日本中学選手権競漕大会」

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第2号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について

教育長が、報告第2号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市小学校農業科支援員設置要綱に基づき、別紙のとおり委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、委嘱期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員

ここに記載のない小学校に関しては、他の記載のある小学校から派遣するような形で指導しているという認識でよいか。

学校教育課長

記載のない第一小学校と姥堂小学校ですが、この要綱作成後に支援員が見つかり、今後委嘱の予定です。

遠藤委員

要望ですが、熱塩加納小学校の支援員が、5名全員加納地区の方ですので、熱塩地区からも選出していただきたい。

学校教育課長

選出出来るよう検討します。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第3号 令和7年度小規模特認校評価について

教育長が、報告第3号 令和7年度小規模特認校評価について説明を求めた。

学校教育課長

令和7年度の小規模特認校評価について、別紙のとおり評価したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員

実際に不登校となっている児童はいるのか。また、不登校とな

った児童のケアはどのように行っているのか。更には不登校となった児童が復学出来ているのか教えていただきたい。

学校教育課長

小規模特認校制度を使って上三宮小学校に通学している児童に不登校となっている児童がありますが、小集団で、少しずつ学校に足が向いている児童もいるとは聞いているところです。

また、ケアといいますか、対応につきましては、学校だけではなく、保護者や関係機関と連携をとりながら、できるだけ学校に足が向くような働きかけをしているところです。

五十嵐委員

不登校の児童もですが、少し障害があって一般教室に馴染めない児童も、上三宮小学校を考えているという話も聞いておりますが、上三宮小学校は特別支援や、心の教育的な専門の教員数が減っている状況で、そういう特別な児童が入学しても大丈夫なのか伺います。

学校教育課長

令和8年度から完全複式となりました。教職員の負担を軽減するため、学習指導補助員を配置している。教員免許を持っているので授業の支援にも入れる。小規模特認校制度の良さを出しているところです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第4号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

教育長が、報告第4号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について説明を求めた。

学校教育課長

学校保健安全法第23条の規定に基づき、解嘱及び委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第5号 喜多方市地域学校協働活動推進員の委嘱について

教育長が、報告第5号 喜多方市地域学校協働活動推進員の委嘱について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市地域学校協働推進員設置要綱第4条第2項の規定に基づき、喜多方市地域学校協働活動に係る活動推進員を委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第6号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について

教育長が、報告第6号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について説明を求めた。

中央公民館長

喜多方市公民館組織運営に関する規則第5条第1項及び喜多方市社会教育指導員設置規則第1条の規定に基づく、喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について、喜多方市教育委員会教育長専決規定第1項の規定に基づき、専決処分したので、同規定第2項の規定により報告するものです。

なお、任用年月日は令和8年4月1日です。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

6 審議事項

議案第1号 喜多方市社会教育委員の委嘱について

教育長が、議案第1号 喜多方市社会教育委員の委嘱について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づき、喜多方市社会教育委員を委嘱するものです。

委嘱日は令和8年4月19日、任期は、令和8年4月19日から

令和 10 年 4 月 18 日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

山口委員

社会教育委員の人数を少なくしたと記憶している。会議の開催頻度も少なくすると聞いているが、年何回開催する予定か教えていただきたい。

生涯学習課長

3 月議会において、社会教育委員の人数を 18 名から 10 名に条例改正をいたしました。

年間の会議数は 3 回を予定しております。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第 2 号 喜多方市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長が、議案第 2 号 喜多方市文化財保護審議会委員の委嘱について説明を求めた。

文化課長

喜多方市文化財保護条例第 31 条の規定に基づき、喜多方市文化財保護審議会委員を委嘱するものです。

委嘱の期間は、令和 8 年 5 月 15 日から令和 10 年 5 月 14 日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第 3 号 喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員の委嘱について

教育長が、議案第 3 号 喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員の委嘱について説明を求めた。

文化課長

喜多方市郷土民俗館等条例第 7 条の規定に基づき、喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員を委嘱するものです。

委嘱の期間は、令和 8 年 5 月 15 日から令和 10 年 5 月 14 日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

7 連絡事項

令和8年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和8年5月14日（木）午前10時から開催することを説明した。

8 閉会

午前10時27分、教育長から、閉会が告げられた。